

小城市建設工事条件付一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、小城市が発注する建設工事において実施する条件付一般競争入札に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「条件付一般競争入札」とは、一般競争入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する資格を定め、当該資格を有する不特定多数の者による入札方法をいう。

2 この要領において「事前審査型」とは、入札前に競争参加資格審査を行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき落札決定する入札方法をいう。

3 この要領において「事後審査型」とは、入札後において予定価格の範囲内の価格で最低価格を提示したものについて競争参加資格審査を行い、当該入札者が入札公告に定める資格要件を満たしていると認められた場合に落札決定する入札方法をいう。

(対象工事)

第3条 条件付一般競争入札事前審査型（以下「事前審査型」という。）は、設計価格が2億円以上から地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣が定める額未満の建設工事について実施する。ただし、緊急に実施することが必要であると市長が認めた場合は、次項の条件付一般競争入札事後審査型で実施することができる。

2 条件付一般競争入札事後審査型（以下「事後審査型」という。）は、設計価格が1億円以上から2億円未満の建設工事について実施する。

3 前項の規定にかかわらず、特別な技術を要する工事は事前審査型を実施できるものとする。

(入札参加資格)

第4条 入札に参加できる者（以下「入札参加者」という。）は、次の

各号に掲げる要件を満たし、かつ、第6条第2項に規定する当該入札参加資格を有する旨の通知を受けた者（事後審査型にあつては、第5条第2項に規定する入札参加届を提出した者）とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当該工事に対応する業種について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。（事後審査型を除く。）
- (3) 当該工事に対応する業種について営業年数（建設業法第3条の規定により許可を取得した後の年数）が5年以上あること。（事後審査型を除く。）
- (4) 小城市**競争**入札参加資格に関する規則（平成17年小城市規則第111号）第3条の規定による当該工事の業種に係る入札参加資格の決定を受けている者の中から、市長が次のいずれかを指定したものに該当する者であること。
 - イ 小城市入札参加資格が一定等級以上であること。
 - ロ 経営事項審査の総合評定値が一定の点数以上であること。
 - ハ 小城市入札参加資格が一定等級以上であり、かつ経営事項審査の総合評定値が一定の点数以上であること。
- (5) 発注工種について、第5条第1項の規定による入札参加資格確認申請書又は同条第2項の規定による入札参加届（以下「申請書等」という。）の提出期限から開札の日までの間において、経営事項審査の有効期間が満了するものでないこと。
- (6) 申請書等の提出期限から開札の日までの間において、小城市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- (7) 申請書等の提出期限の日以前6か月から開札の日までの間、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。
- (8) 開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計

画の認可が決定されたもので、入札参加資格審査申請書を再度提出し、前記（２）の決定を受けている者を除く。

（９） 当該工事の他の入札参加資格者（特定建設共同企業体にあつては他の構成員を含む。）と、資本若しくは人事面において強い関連がある者でないこと。

（１０） 小城市暴力団排除条例（平成 24 年小城市条例第 8 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等でないこと。

2 市長は、工事の種類又は性質により、次の各号に掲げる事項を入札参加に必要な要件とすることができる。

（１） 当該工事と同種又は類似工事の施工実績があること。

（２） 当該工事において適性と認められる技術者を配置できること。

（３） 当該工事に関する施工計画が適正であること。（事前審査型に限る。）

（４） その他必要な事項

（入札参加資格確認申請等）

第 5 条 事前審査型の場合において入札参加資格の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入札公告の日の翌日から起算して 10 日（小城市の休日に関する条例（平成 17 年小城市条例第 2 号）第 1 条に規定する市の休日及び 8 月 13 日から 8 月 15 日の期間（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）（以下「申請書」という。）及び次の各号に掲げる添付書類を 1 部提出するものとする。

（１） 同種工事の施工実績調書（様式第 6 号）

（２） 配置予定技術者調書（様式第 7 号）

（３） 総合評定値結果通知書の写し

（４） その他市長が必要と認めるもの

2 事後審査型の場合において入札に参加しようとする者（以下「届出者」という。）については、入札公告の日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、入札参加届（様式第 2 号）を 1 部提出するものとする。

3 申請者が特定建設工事共同企業体の場合にあつては、第 1 項に掲げ

る書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 共同企業体協定書（小城市建設工事共同企業体取扱要領様式第1号）

(2) 共同企業体編成表（小城市建設工事共同企業体取扱要領様式第2号）

（入札参加資格の確認）

第6条 前条第1項の規定により申請書を提出した申請者の入札参加資格は、小城市入札者指名等審査委員会（以下「委員会」という。）に諮り決定するものとする。

2 前項の規定により入札参加資格を確認した場合は、その旨を速やかに、入札参加資格確認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（入札参加資格の喪失）

第7条 前条の規定により入札参加資格を有する旨の確認を受けた者が、その後資格要件を満たさなくなったとき、又は申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加できないものとする。

（入札公告）

第8条 入札公告は、入札参加資格等を小城市ホームページ（以下「公告」という。）に登載して行わなければならない。

2 前項の公告は、委員会に諮り決定するものとする。

（入札説明書等の公表）

第9条 入札説明書、提出資料作成要領、縦覧設計書、切り抜き設計書、図面のほか入札参加者の見積りに必要な情報は、公告後速やかに公表するものとする。

（入札説明書に対する質問及び回答）

第10条 申請者及び届出者は、前条の規定により公表している情報の内容について、申請書等の提出期限の翌日から起算して次の各号に掲げる日までに書面又は電子メールにより質問をすることができる。

(1) 見積期間が15日以上の場合は7日間

(2) 見積期間が10日以上15日未満の場合は5日間

(3) 見積期間が10日未満の場合は2日間

2 質問に対する回答は、速やかに回答するものとする。

(事後審査型における落札決定又は入札参加資格不適格の決定)

第11条 市長は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し小城市財務規則（平成17年小城市規則第38号）に規定する落札決定通知書（様式第58号）により通知するとともに、その他の入札参加者全員にその旨を周知するものとする。

2 市長は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、その旨を委員会に諮り決定し、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適格通知書（様式第4号）を通知するものとする。

3 前項の場合において、予定価格の範囲内の価格で当該落札候補者の次に低い価格で入札した者があるときは、前2項の規定を準用する。
(見積期間)

第12条 入札参加者の見積りに要する期間は、第5条第1項及び同条第2項に規定する申請書等の提出期限の翌日から起算することとする。ただし、第9条に規定する入札説明書等の公表が公告後速やかに行われていない場合は、この限りではない。

(苦情処理)

第13条 入札参加資格の確認等、条件付一般競争入札の手続きに関し異議がある者は、事実を知り得た日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により、市長に理由説明を求めることができる。

2 市長は、前項により説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に入札参加資格確認等説明書（様式第5号）により回答するものとする。

3 前項の理由説明に不服がある者は、書面を受理した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により、委員会に苦情申立てを行うことができる。

4 前項による苦情申立てが行われた場合には、入札又は契約の中止、解除等が行われる場合がある。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 19 年 6 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 19 年 7 月 20 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 5 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 30 年 1 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 3 月 3 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 2 月 18 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

様式第 1 号（事前審査型）

入札参加資格確認申請書

年 月 日

小城市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

貴市発注の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事の入札に参加したいので、下記資料を添えて申請します。

なお、この申請書及び提出資料のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び下記の事項のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

また、この申請に係る建設工事の請負契約の相手方となった場合において、下記の 5 の事項に該当する者を下請契約（2 次以降の下請契約を含む。以下同じ。）の相手方としていた場合においては、市からの求めに応じ、当該下請契約等を解除することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又は、この申請書の提出日からこの申請に係る建設工事の完了までの将来においてこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、市が必要な場合には、下記の 5 の事項に関して佐賀県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- 2 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立て

がなされている者

- 3 入札参加資格確認申請書提出期限日以前の6か月前から現在までの間に、金融機関等において手形又は小切手の不渡りを出した者
- 4 本工事の他の入札参加資格確認申請者と資本又は人事面において強い関連がある者
- 5 小城市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団等

○提出資料

- 1 同種工事の施工実績調書（様式第6号）
- 2 配置予定技術者調書（様式第7号）
- 3 総合評定値結果通知書の写し

注1) 添付資料については、工事の種類又は性質により必要とされるものを記載する。

注2) 申請者が共同企業体である場合は、「住所」、「商号又は名称」及び「代表者氏名」は

- ・ 共同企業体の名称
- ・ 共同企業体の代表者の「住所」、「商号又は名称」及び「代表者氏名」
- ・ 共同企業体の代表者以外の構成員の「住所」、「商号又は名称」及び「代表者氏名」

を記載すること。

がなされている者

- 3 入札参加届提出期限日の6か月前から現在までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りを出した者
- 4 本工事の他の入札参加届出者と、資本又は人事面において強い関連がある者
- 5 小城市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団等

様式第3号（事前審査型）

第 号
年 月 日

様

小城市長

入札参加資格確認通知書

先に申請のあった下記の案件に係わる入札参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

- 1 工事名
- 2 施工場所 小城市 町
- 3 入札日時 年 月 日 時 分
- 4 入札場所
- 5 入札参加資格の有無 有・無
- 6 理由又は条件
- 7 競争入札の方法 条件付一般競争入札
- 8 入札保証金 小城市財務規則第85条第1項第2号により免除
- 9 契約保証金 納付（請負代金額の100分の10以上（ただし、小城市財務規則第104条第2項に該当する場合は免除））
- 10 予定価格 円
（上記予定価格は、消費税及び地方消費税を含まない金額である。）
- 11 最低制限価格 有・無
- 12 前金払 有（契約金額の40%以内）
- 13 部分払 有（小城市財務規則第62条第3項の規定による）
- 14 入札日までに、工事費内訳書及び現場代理人等配置予定事前届出書を提出しなければならない。なお、工事費内訳書及び現場代理人等配置予定事前届出書を提出し

ない者は、入札に参加できない。

15 見積もった入札金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退し、別に定める入札辞退届を提出すること。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加に不利益な扱いを受けることはない。

16 入札に際しては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等について設計図書等に記載された処理方法等により積算した上で入札すること。また、落札者は落札決定後に分別解体の方法等を契約書に記載するために発注者と協議を行うこと。

17 小城市発注の工期が重複する近接した工事と、同一業者が落札し契約した場合は、設計変更により諸経費の調整を行う。

18 設計図書に関する質問は、発注者側の回答期間・回答後の入札参加者の見積期間を考慮し、 年 月 日（ ）までとする。なお、質問事項に対する回答は入札参加者すべてに行う。

19 入札参加資格がないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができる。

説明を求める場合は、 年 月 日（ ）までに小城市役所〇〇課にその旨を記載した書面を提出すること。

※ 入札心得については、小城市ホームページ (<http://www.city.ogi.lg.jp>) に掲載しているので、確認すること。

※ 図面等は（発注機関名）にて配布する。

様式第4号（事後審査型）

第 年 月 日 号

様

小城市長

入札参加資格要件不適合通知書

先に入札を執行しました下記工事については、審査の結果、貴社は入札参加資格がないと認めましたので通知します。

記

工 事 名	
入 札 執 行 の 日 時	年 月 日
入札参加資格がないと認めた理由	

なお、入札参加資格がないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができます。

説明を求める場合は、年 月 日（ ）までに小城市〇〇課にその旨を記載した書面を提出すること。

様式第5号

第 号
年 月 日

様

小城市長

入札参加資格確認等説明書

年 月 日付けで提出された下記工事に対する異議に対し、下記のとおり説明します。

記

工 事 名	
説 明 内 容	

なお、この説明に不服がある場合は、小城市建設工事条件付一般競争入札実施要領第13条第3項の規定により、苦情申立てを行うことができます。

苦情申立てを行う場合は、年 月 日（ ）までに小城市〇〇課に苦情申立書（任意様式）を持参により提出してください。

なお、苦情申立てについては、小城市入札者指名等審査委員会において審議されます。

様式第6号

同種工事の施工実績調書

商号又は名称

工 事 名			
施工場所		発注機関名	
工 期		契約金額	
工事内容			

工 事 名			
施工場所		発注機関名	
工 期		契約金額	
工事内容			

工 事 名			
施工場所		発注機関名	
工 期		契約金額	
工事内容			

様式第7号

配置予定技術者調書

商号又は名称

配置予定者の氏名		生年月日	
最終学歴		法令による 資格・免許	
		取得時期	年 月 日

工事名		発注機関名	
施工場所		契約金額	
工期		従事役職	
工事内容			

工事名		発注機関名	
施工場所		契約金額	
工期		従事役職	
工事内容			

工事名		発注機関名	
施工場所		契約金額	
工期		従事役職	
工事内容			

住 所 _____

入札参加者（会社）名 _____

印 _____

1	氏名	
	生年月日	
	当該支店等への配置年月日	
	法令による資格・免許	

2	氏名	
	生年月日	
	当該支店等への配置年月日	
	法令による資格・免許	

3	氏名	
	生年月日	
	当該支店等への配置年月日	
	法令による資格・免許	

4	氏名	
	生年月日	
	当該支店等への配置年月日	
	法令による資格・免許	

5	氏名	
	生年月日	
	当該支店等への配置年月日	
	法令による資格・免許	

小城市内に当該工事に係る建設業の許可を受けた支店又は営業所を有する者の資格で入札参加する方は、本調書を提出してください。また、資格を証明する免許証等の写し及び常時配置していることを証する書類の写し等を添付してください。

様式第9号

営業所一覧表

建設業者名：_____

名 称	許可を受けた建設業		所 在 地	電話番号
	特 定	一 般		
(主たる営業所)				
(その他の営業所)				